## 新潟市告示第402号

## 道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更した。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設課において,一般の縦覧に供する。

平成20年6月23日

## 新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	変 更 前後別	敷 地	Ø
				幅員(m)	延長( m )
一般国道	4 0 3 号	新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1146 番 1 地先から 新潟市秋葉区舟戸一丁目 1171 番 5 地先まで	前	9.0 ~ 16.9	331.5
			後	9.0 ~ 34.2	332.5
県道	白根安田線	新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1146 番 1 地先から 新潟市秋葉区舟戸一丁目 1171 番 5 地先まで	前	9.0 ~ 16.9	331.5
			後	9.0 ~ 34.2	332.5